

Pramāṇasamuccaya II k. 11 をめぐって

乗 山 悟

Dignāga は、*PS* II 冒頭より、推理・論証の要件に関する見解を述べ、それを踏まえつつ具体的な論証過程を説明する為に k. 11 を説いている。この偈について Dharmakīrti は *PVSV* (≒ *PVin* にて関説し¹⁾、若干の新解釈を加えている。また Dharmakīrti の注釈家達の間でもこれに対する種々なる理解が表明されている。端的に言つてこれらの議論は推理過程に於ける遍充関係の成立を問題としているが、また同時にそれは因の三相間の矛盾回避の方策の思想的発展を示すものでもあり、その意味で重要であると思われる。本稿では関連のテキストに於ける思想内容を順次後付けその意義を明らかにしたい。

PS にて Dignāga は推理を「三相を備えた証相によつて、対象を認識すること」(*trirūpāl liṅgato 'rthadṛk*, *PS* II k. 1b) と定義し、また推論の対象とは「[所証である] 属性によつて限定された論証主題」(*dharmaviśiṣṭadharmin*) だとする。(cf. *PSV ad PS* k. 5cd)。そして彼は具体的にどの様に三相を備えた証因を用いて推理の対象の認識がなされるのか、つまり“何物が” “どの様な手順で” 知られるのか? という見解を示す為に k. 11 を説くがそれは以下の如くである。

証相が [推理されるべき] 属性と <非逸脱の関係> (*avyabhicāra*) にあると別の所で指摘され、ここ [論証主題] で確立された [証相] は [推理の対象である] 論証主題がそれ [=所証である属性] を持つと知らしめる。(*PS* II k. 11)

さらに彼は自注にて「ある所で煙と火が <不可離の関係> (*avinābhāva*) にあると見た人は、別の所で煙だけを見ても、“およそ煙がある所には火がある” と論証主題 (*pakṣa*) が火を持つと確立することができる」と具体例を挙げて説明している。以上の記述は「火の推理の場合」として定式化され、Dharmakīrti 以降その妥当性をめぐる論議が展開されることになる。

Dharmakīrti は *PVSV* kk. 187—190 (≒ *PVin* III kk. 58-61) にてサーンクヤ学派がいう根本原質などといったものはその存在を証明することが不可能であると論議するが、彼はこの中の k. 189 およびそれに対する自注にて、まず根本原質が論証主題である場合には、所証となるのは限定された存在することの筈で、

論証因が同類例に随伴することは不可能であり、他方所証が存在すること一般である場合はこの過失は回避出来るにしても、それが成立したところで何の意味もなくなってしまうと述べ、この推理は成り立たないと結論づける²⁾。そしてこれに対して「火の推理の場合」でも論証因が同類例に随伴しない過失が当てはまるという再反論が想定され、これに答える形で Dharmakīrti の新解釈が披瀝されることになる。

Dharmakīrti が論証主題と所証である属性の両者の関係を〈非結合の排除〉(ayogavyabhaccheda) としてとらえることにより因の第一相と第二相の矛盾の回避を図ることは周知の通りである³⁾。この文脈においても彼はこの方策により「火の推理」が成り立つとするが、反論者は論証主題を限定するものである所証である属性が〈非結合の排除〉によって特徴づけられる普遍であるとしても、それは同類例に随伴しないと主張する。これに対する Dharmakīrti の返答は、遍充関係の確定を形成している証因と主題所属性の確定の際に用いられる証因との質的な区別について言及しているという点で重要であると思われる。

まず対論者は〔どのような〈事例〉でも〕それとの非結合が排除された〔火という〕〈普遍〉との間に随伴関係は成り立たない、と第1相と第2相との間に矛盾があることを指摘し、この批判を受けて Dharmakīrti は特定の〈論証主題〉の限定者である普遍的な火との随伴などは考慮に入れる必要がないのであり、論証を行う場合は「煙があるところに火がある」と煙が火と不可離のものであることを示して、このように火一般によって遍充されることが成立した煙が、論証主題での火の知識を生じさせるから誤りを回避できると答えている⁴⁾。ここでの他学派の論難は因の三相の第1相と第2相とが推理の過程における同じレベルで確定することを前提としたものであるが、これに対する Dharmakīrti の答論は、矛盾の回避方法として、第1相と第2相とは異なるレベルに属すると考えるべきだと明示している点で特筆されるものと言えよう。

また注釈家の解釈を見ても、まず Śākyabuddhi はここでの遍充関係を説明して「全てのものを包括する遍充関係を示すことによって」と述べて、論証主題などといった区別を度外視した場所で遍充関係が確定されることを示しており⁵⁾、さらに Dharmottara は *PVin* に見受けられるパラレルな記述に対して、遍充関係を確定する場合、その基体となるのは基体一般であり、その意味で論証主題や同類例といった区別の埒外にあり、また一般的である点で論証主題をも包括すると述べている⁶⁾。この3名の論師については因の三相は二つの段階で確定され

るものであるという理解が一致してあると言つてよいのではないと思われる。

ところで Dharmakīrti は引き続き主張命題の不要性について言及するが⁷⁾。これは、先述した同類例に所証が随伴するしないをめぐる議論は主張命題を遍充関係の確定の場に持ちだしたことによる混乱であり、従つてそのようなものから離れた遍充関係がまず確定されるべきであり、それを踏まえて主題所属性が述べられるべきであることを含意しているとも考えられよう。そして最後に彼は自らの見解が Dignāga の推理論に合致するのだと示して *PS* II k. 11 を引用してその論議を締めくくっている⁸⁾。

〈略号およびテキスト〉

PS(V) *Pramāṇasamuccaya* (*vytti*), 北川校訂テキストより

PVSV *Pramāṇavārttikasavvytti*, ed. Gnoli, R

PVT *Pramāṇavārttikaṭīkā*, De. 4220, Pek. 5718 および稲見・松田・谷「『プラマナーナ・ヴァールツェティカ複註』研究」第1部

PVinT *Pramāṇaviniścayaṭīkā*, De. 4229, Pek. 5727

1) *PVSV* kk. 187—190 (= *PVin* III kk. 58-61) 2) *PVSV* 94,9 3) 梶山雄一「仏教哲学における命題解釈—eva の文意制限機能—」(『金倉博士古稀記念・印度学仏教学論集』所収, 1966年)等を参照 4) *PVSV* 94,22 5) *PVT* De. 217a6, Pek. 250a5; Qb6 但しチベット訳では *upasamhāra* に相当する語は欠けている。6) *PVinT* De. 102a1, Pek. 120a8 Dharmottara が外遍充論者であり、彼の見解が後代のチベットの学僧達の間で内遍充批判の際に援用されていることは既に指摘済みであるが、その立場に立ちながらも遍充関係を論証主題を除外した具体的な事例の中で確定するのではなく主題所属性の陳述の場所と遍充関係の確定の場所は別のレベルであるという意識を彼が持ち合わせていたことは注目すべきであろう。7) *PVSV* 95,1 8) Dharmakīrti が引用する *PS* II k. 11に対して Śākyabuddhi はさらに明快な説明を加えている。例えば「別のところで」という言葉に対して①「特定の基体との結合の除外という点で別の所であり、特定の基体として認識されない基体一般において遍充関係が示される」と一つの見解をあげ、さらに別の意見として、②「『別の所で』とは〈論証すべき主題〉と別の所で、ということであり、〈実例〉の〈基体〉においてである」という解釈を紹介する。無論②の説は誤謬として退けられる。

〈キーワード〉 *Pramāṇasamuccaya*, Dharmakīrti, *vyāpti*

(龍谷大学大学院)